

島根県隠岐支庁農林水産局水産部長専決海面漁業許可に係る制限措置等

区分		内 容	備 考
小型機船底びき網漁業	制限措置	漁業種類	手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	1 隻
		船舶の総トン数	5 トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	自町村地先海域。ただし、隠岐の島町に関しては平成16年10月 1 日以前の旧町村地先海域とする。
		漁業時期	11月 1 日から翌年 4 月30日まで
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者
	許可又は起業の認可を申請すべき期間		令和 7 年 6 月17日 から 令和 7 年7月17日 まで